

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

(平成17年4月18日日高教育局長決定)

- 1 傍聴は20名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号に該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1)酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2)会議の妨害となると認められる物を携帯している場合。
 - (3)前2号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1)みだりに傍聴席を離れること。
 - (2)飲食すること。
 - (3)私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4)写真を撮影し、又は録音を行うこと。
ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5)前各号のほか、会議の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 主催者は、傍聴人が前記の規定に違反したときは、退場させることができるものとします。
- 5 以上のほか、傍聴人は主催者の指示に従わなければなりません。